



島根県報

平成22年4月16日（金）

号外 第 100 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

都市計画公聴会の開催

（都 市 計 画 課） 2

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分の変更に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和45年島根県規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成22年 4 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催日時

平成22年 5 月 14 日 午後 2 時から

2 開催場所

松江市殿町158

島根県民会館 2階 第1多目的ホール

3 都市計画の案の概要

(1) 松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

松江圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

ア 都市計画の目標

松江圏を構成する二市一町が互いの長所や強みを生かし、相乗効果を高めることで商業、工業、観光、農業等の均衡のとれた都市として一体的な発展を図り、「活力あるしまね」、「安心して暮らせるしまね」及び「心豊かなしまね」の実現を目指す。

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(7) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。

(4) 区域区分を定める際の方針

おおむねの人口

区 分	平成17年	平成32年
都市計画区域内人口	195,800人	おおむね186,900人
市街化区域内人口	148,400人	おおむね142,100人

産業の規模

区 分		平成17年	平成32年
生産規模	工業出荷額	2,623億円	3,040億円
	商品販売額	(平成16年) 6,853億円	7,250億円
産業構造	第一次産業	5,000人	3,000人
	第二次産業	21,000人	19,000人
	第三次産業	72,000人	71,000人
	計	98,000人	93,000人

市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

年 次	市街化区域面積
平成32年	おおむね3,931ヘクタール

ウ 主要な都市計画の決定の方針

(7) 土地利用の方針

- a 主要用途の配置方針
将来における土地利用を総合的に勘案し、都市環境や自然環境に配慮しつつ、住宅地、商業業務地、工業地及び流通業務地を配置する。
 - b 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
市街地における主要な用途ごとの建築物の密度の構成について、地域の特性を考慮して定めるものとする。
 - c 市街地における住宅建設の方針
良質な住宅ストック及び住環境の形成、高齢化社会への対応並びに地域活性化の推進に資するための住宅建設を行う。
 - d 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用
市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針として、土地の高度利用、用途転換、用途純化又は用途の複合化、居住環境の改善又は維持、市街地内の緑地又は都市の風致の維持及び歴史的風致を形成する建造物の維持に関する方針を定める。
 - e 市街化調整区域の土地利用の方針
市街化調整区域における土地利用の方針として、優良な農地との健全な調和、災害防止上の観点から必要な市街化の抑制、自然環境形成の観点から必要な保全及び秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針を定める。
- (f) 都市施設の整備の方針
- a 交通施設
 - (a) 基本方針
市町ごとに構成した道路網計画に基づき、道路整備を推進するとともに、総合的な交通ネットワーク化を図り、公共輸送機関の利便性の向上に努める。
また、交通需要マネジメント施策による交通円滑化や、子供や高齢者でも安全・快適に利用できる自転車・歩行者空間の確保及びバリアフリー化に努める。
 - (b) 整備水準の目標
高速交通拠点へのアクセス向上や主要渋滞ポイントの解消、安心・快適な歩行空間の創造を目的とした「しまねの新たな道づくりビジョン」の実現を目指し、交通施設整備の進展を図る。
 - b 下水道及び河川
 - (a) 基本方針
下水道については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な手法により整備するとともに、浸水被害のおそれのある市街地等については、中小河川整備と連動した雨水対策も積極的に行うものとする。
河川については、大橋川改修や中海・宍道湖の湖岸堤改修、松江市街地の内水対策等により洪水に対する都市機能の保全を図るとともに、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。
 - (b) 整備水準の目標
下水道については、「島根県汚水処理施設整備構想」に基づき、宍道湖・中海等の公共用水域の水質保全を図るとともに、汚水処理施設の整備及び維持管理により生活環境の向上を図る。
河川については、一級河川斐伊川は年超過確立150分の1に対する治水安全度を確保することを長期目標とし、河川整備計画においておおむね20年間の整備目標及び整備内容を定め整備する。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。
 - c その他の都市施設
供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用及び維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。

(7) 市街地開発事業の方針

a 既成市街地

中心市街地の活性化を図るため、市街地再開発事業により面的あるいは立体的に都市の更新を図る。また、農地等については土地区画整理事業等により計画的な市街地形成を進めていく。

b 新市街地

良好な住宅地として土地区画整理事業や地区計画により秩序ある市街地の形成を図るとともに、道路、公園、下水道等の根幹的な都市施設を整備する。

(8) 自然的環境の整備又は保全の方針

a 基本方針

本区域の自然、文化及び伝統を後世に伝えつつ、明るい都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上及び美しい緑あふれる街並みの保全という四つの観点から公園緑地等の系統的配置を定める。

b 主要な緑地の配置の方針

現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性及び歴史性を織り込んだ落ち着いたまちづくりを進めるため、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

(2) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）

市街化区域及び市街化調整区域の区分を次のとおり変更し、その区域を参考図書に図示する。

ア 市街化区域に編入する区域

市 町	位 置	地 区 名	面積（ヘクタール）
松江市	大庭町	大庭	11.8
	乃白町	乃白	10.7
	黒田町	黒田	0.11
	意宇町	揖屋干拓地工業団地	4.4
安来市	今津町	江畑今津	2.6
	月坂町①	市営鳴来荘西側	0.03
	月坂町②	長谷津住宅東側	0.34
	吉佐町	吉佐町中海護岸改修部分	0.04
東出雲町	大字錦浜	揖屋干拓地工業団地	5.1

イ 市街化調整区域に編入する区域

市 町	位 置	地 区 名	面積（ヘクタール）
松江市	竹矢町①	青葉台	1.28
	竹矢町②	竹矢	0.1
	玉湯町玉造①	玉湯（北）	0.45
	玉湯町玉造②	玉湯（南）	7.8
安来市	月坂町	長谷津住宅東側	0.01
	吉佐町	吉佐町中海護岸改修部分	0.02
	黒井田町	和田わらび谷	0.9
	西荒島町	西荒島町中海護岸改修部分	0.03

4 公述の申出等

(1) 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書1通を、島根県土木部都市計画課（松江市殿町8番地）、松江市都市計画課及び玉湯支所地域振興課、安来市都市政策課又は東

出雲町農林建設課のいずれかに、平成22年5月7日（消印有効）までに提出すること。

(2) 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見のものが多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

(3) 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県土木部都市計画課、松江市都市計画課及び玉湯支所地域振興課、安来市都市政策課並びに東出雲町農林建設課に備えて、平成22年4月16日から平成22年5月14日正午まで縦覧に供する。

5 公聴会に関する問合せ先

島根県土木部都市計画課 電話 (0852) 22-5211

別記様式

意 見 申 出 書

平成22年 5 月14日の都市計画公聴会にて説明される都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 (電話)

(ふりがな)
氏 名

Ⓜ

- 1 意見の公述を希望する都市計画区域名
松江圏都市計画区域
- 2 意見の公述を希望する都市計画原案の種類

()

※意見の公述を希望する都市計画原案の種類「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」又は「区域区分」の別を記載すること。

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。